

地代・家賃の統制額が改訂されました

土月二十一日、二七連地経第一八〇七号を以て遺賃地
方事務所より地代家賃の統制額改訂を達せられたので
改訂の対象と理由及び算出法(新・旧)を掲載します。

改訂の対象となるもの

全額認可制額、停止統制額全
部に適用する。
一、現行の地代家賃統制額は昭和
二十一年以後四回にわたって改訂
されているが、昭和二十五年八月
改訂以後昨年十月に計算方式の改
正によって固定資産税との調整が
はかられたため、実質的な改定
が行われず従来の低水準のまま、据
置かれていたこと。
二、現行統制額では貸家の経営は
困難であつて、貸家の維持修繕は
勿論、必要経費をまかなうことが
出来ないために統制対象家賃の朽
腐の度を早め保存命数を短縮する
おそれがある。
三、昭和二十七年十月本年度固定
資産の課税標準額が決定したが
現行規定では四月から十月までの

一般計費の増徴を考慮し漸次
合理的水準に引上げることにす
る。現行統制額は停止し、この
五、現行統制額を停止し、この
五、現行統制額を停止し、この
五、現行統制額を停止し、この

改訂の対象となるもの
全額認可制額、停止統制額全
部に適用する。
一、現行の地代家賃統制額は昭和
二十一年以後四回にわたって改訂
されているが、昭和二十五年八月
改訂以後昨年十月に計算方式の改
正によって固定資産税との調整が
はかられたため、実質的な改定
が行われず従来の低水準のまま、据
置かれていたこと。
二、現行統制額では貸家の経営は
困難であつて、貸家の維持修繕は
勿論、必要経費をまかなうことが
出来ないために統制対象家賃の朽
腐の度を早め保存命数を短縮する
おそれがある。
三、昭和二十七年十月本年度固定
資産の課税標準額が決定したが
現行規定では四月から十月までの

算出法

(新) 改訂地代統制額(月額)
A 土地課税額 × 3/1000 (月額)

其の年変 土地課税額 × 3/1000 (月額)

B 改訂家賃統制額(月額)
其の年変 家賃課税額 × 3.7/100 + 24円 × 延坪数

C 土地及家賃共に貸与の場合(月額)
A + B (家賃及地代月額)

算出法

(舊) A 地代
其の年変の課税額 × 2.2/100 (月額)

B 家賃
其の年変の課税額 × 2/100 + 12円 × 延坪数

C 土地及家賃共に貸与の場合(月額)
A + B (家賃及び地代月額)

議事代表遺族内市郡

照賢寺にて



水巻町関係遺族代表者

晴れた二月十九日午前十時、
より折尾町照賢寺にて郡志遺
族代表者会議が開催され、幹
族代表者会議が開催され、幹
族代表者会議が開催され、幹

晴れた二月十九日午前十時、
より折尾町照賢寺にて郡志遺
族代表者会議が開催され、幹
族代表者会議が開催され、幹
族代表者会議が開催され、幹

検察審査員候補 抽せんて十一名 決定しました!

高松区 西 直次郎
吉田区 大島イ子

水巻町選挙管理委員会が、検
察審査法の規定に従い同委員候
補者を選せん(検察審査法施行
令第一項による抽籤方法による)
を行い、次の通り決定しました。
候補者第一群

又今年も流行の 困った感冒!

「悪性ではないが感染率が高い」
またカゼがはやり始めました。
その悪性ではないが、今のとこ
ろ感染率(患者一人に対する死
者数)はゼロに近い。只感染率が
非常に早く、昨年十月の東京都
のある小学校の場合も五日間に
十四人から百二十六人に増え
た。所謂流行性感冒(インフル
エンザ)です。病源であるウイル
スの型でいうと、A(Aライム)
型といわれるもので、我が国では
昭和十五年頃すでに発見され
、症状はA型とB型の場合とあり
、変らない。感染すると大体、十
時間以内、三九度から四〇度以上
の発熱があり、激しい頭痛・腰痛
・筋肉痛・悪寒・咳などがあ
ります。三十八度位のことありま
す。三十八度位のことありま
す。この様な症状のどれか二つ以上
を自覚したら、流行性感冒にか
つたものと考へて下さい。安
静にしては、一週間で全快する
から余病を併発しない様に注意
すれば、その必要はないと思われ
ます。全国的に大勢に及んでい
るのではないですか?

古賀区 友原 芳哉
第三群 吉田栄町 万田大一郎
吉田栄町 井井 清子
高松区 瓜生トシ子
第四群 水巻町四区 小田サヨ子
片山区 岩永 勝一
「検察審査会とは?」
新しい憲法のもと日本の政治を
明るくするため、いろいろの民主
的な新しい制度が生れ(昭和十
四年)ました。検察審査会も、こ
の新しい制度の一つとして「司法
の民主化」という大きな使命を以
て生れました。私達の中から選ば
れた人々が、国民の意見を検察官
の仕事の上に反映し、これを監視
するのが検察審査会です。
「検察審査会の仕事」
検察審査会は一口に云えば、検察
官の目付役です。窃盗とか、詐
欺とか、暴行・脅迫その他色々な
犯罪に依つて害を受けた人、警
察・検察に依つて事件を告訴・告
発したのに検察官がその事件を起
さない。どうも納得が行かない
と考へた方がないでしょうか?
もしありましたら、すぐ同審査会
に申し出て下さい。審査会はこの
様な申立にもついて、又は申立
がなくても自分から進んでその事
件の真相を十分調査し、検察官が
起訴しなかつた事が果して正しい
かどうかを判断し、場合によっては
その事件を裁判にかけるよう、そ
の検察官の監督者である検事正に
対して意見を述べます。又審査会
はその他に検察官の仕事のやり方
全体に涉つて改善すべき点があれば、
検事正に勧告することが出来
ます。

新一年生を迎える

この数字の中には若松市区域の浅
川区・四坂の児童が含まれてない
計 九七八名

今年の入学期を前に教育委員会
では学令児童の調査に正確を期
して町内担任の戸別調査を依
頼中の処、この一月現在の児
童数を次の通り確認することが
出来た。

小学校区
三〇八名
小中学校区
一五八名
下小学校区
四二名
計 九七八名

四月六日午前十時
小学校区(浅川・下共)
中学校区(浅川・下共)
卒業生の大半で入学予定数は九四
三名である。



春の鼓動

北九州財務局の方ではかねてより
返済に就く
返済に就く
返済に就く

不要犬は 買上げます

この度保健所で(一応町)の
みをまもるため保健所を連絡する
未登録犬と未注射犬をたすため
の一助として、飼育者や管理者の
方へ不要犬として買上げ方を申出
たものを(町)の方でその申出
が確認される証がある場合、買
上げの運びになりましたので、申
し出要領並びに期間其の他をお知
らせします。

町民税申告書提出 期限の延期に就て

昭和廿八年年度町民税の中、給与所
得者の方が提出される申告書の提
出期限は、月十日となつていま
す。日本炭炭が二月十三日に源泉
徴収票を交付される為申告書の
提出期限を全駐在員区共に、月十
八日に延期したのでご了承願
います。なお申告義務者は源泉徴収
票を添付の上期限日までに一人洩
れなく申告して下さい(税務課)

町民税申告書提出 期限の延期に就て

昭和廿八年年度町民税の中、給与所
得者の方が提出される申告書の提
出期限は、月十日となつていま
す。日本炭炭が二月十三日に源泉
徴収票を交付される為申告書の
提出期限を全駐在員区共に、月十
八日に延期したのでご了承願
います。なお申告義務者は源泉徴収
票を添付の上期限日までに一人洩
れなく申告して下さい(税務課)

不要犬は 買上げます

この度保健所で(一応町)の
みをまもるため保健所を連絡する
未登録犬と未注射犬をたすため
の一助として、飼育者や管理者の
方へ不要犬として買上げ方を申出
たものを(町)の方でその申出
が確認される証がある場合、買
上げの運びになりましたので、申
し出要領並びに期間其の他をお知
らせします。

私達の住民登録

転入 転居
変更 世帯主の変更
は必ず住民登録係へ
一聞は百効のもの
届出が十四日を過ぎれば
五百圓以下の過料に
処せられる
不明な点は係

不要犬は 買上げます

不要犬買上願
種類、性別、毛色、年令、特
徴、体重
右不要犬でありますので買
上願ひます。尚後日犬の所
有権に異議の申出があつ
た場合は一切の責任を負
い、即ち御迷惑をおかけし
ますので後日の為め附記致
します。

昭和二十八年 月 日
住所
氏名
印
連済保健康所長殿
買上手頭数 三〇頭
買上金額 一〇〇〇円
買上価格 一五〇〇円以上五〇〇円
以下一〇〇円
買上期間 自月一日
至二月十五日

不要犬は 買上げます

不要犬買上願
種類、性別、毛色、年令、特
徴、体重
右不要犬でありますので買
上願ひます。尚後日犬の所
有権に異議の申出があつ
た場合は一切の責任を負
い、即ち御迷惑をおかけし
ますので後日の為め附記致
します。